

認定取消等に関する処分基準について

平成29年12月
京 都 府

- 1 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（認定法）第29条の公益認定の取消しに当たっては、同条第1項各号及び第2項各号を行政手続法第2項ハの処分基準とする。

- 2 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（整備法）第131条の認可の取消しに当たっては、同条第1項を行政手続法第2項ハの処分基準とする。